

枚方市住宅除却工事補助金交付要綱

制定 平成 27 年 3 月 31 日枚方市要綱第 19 号
最終改正 平成 29 年 3 月 31 日枚方市要綱第 29 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、枚方市補助金等交付規則（昭和40年枚方市規則第30号）の規定に基づいて交付する住宅除却工事補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 補助金の交付の目的は、耐震性が不足している住宅の建替えを促進し、もって地震による市内の人的及び物的な被害の軽減を図ることとする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第123号）第 2 条第 1 項に規定する耐震診断（同法第 4 条第 2 項第 3 号に規定する技術上の指針に基づき実施するものに限る。）をいう。
- (2) 住宅除却工事 補助金の交付の対象となるもの（以下「補助対象者」という。）が補助金の交付の対象となる住宅（当該住宅が店舗その他これに類するものの用途を兼ねる場合にあつては、当該用途に供する部分の床面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する床面積をいう。）が当該住宅の延べ面積（同項第 4 号に規定する延べ面積をいう。）の 2 分の 1 未満であるものに限る。以下「補助対象住宅」という。）を原則として全て除却する工事をいう。
- (3) 除却工事施工者 建設業法（昭和24年法律第100号）第 3 条第 1 項の許可又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第 1 項の登録を受けている者をいう。

(補助金の交付の対象者)

第 4 条 補助対象者は、補助対象住宅を所有する個人（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第 2 条第 1 項に規定する区分所有権の目的たる建物の部分で居住の用に供されるものを有する補助対象住宅にあつては、当該区分所有権を有する者で構成する団体（以下「区分所有者の団体」という。）を代表する者又はマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第149号）第 2 条第 3 項に規定する管理組合（以下「管理組合」という。））で、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 当該所有する者（区分所有者の団体又は管理組合である場合にあつては、当該区分所有者の団体又は管理組合を代表する者。次号において同じ。）が市税を滞納していないこと。
- (2) 当該所有する者が属する世帯の世帯員全員の直近の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第 1 項第13号に規定する合計所得金額をいう。）を合計した額が2,568,000

円以下であること。

2 補助対象住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市に存するものであること。
- (2) 昭和56年5月31日以前に、原則として建築基準法第6条第1項の規定による確認を受けたものであること。
- (3) 市長が適当と認める工法により建築された建築物であること。
- (4) 木造建築物及びこれに準ずるものにあつては耐震診断における上部構造評点が1.0未満のもの又は市長が別に定める耐震性の判定基準を満たすものであり、これらの建築物以外の建築物にあつては耐震診断における構造耐震指標が0.6未満のもの又は耐震診断における保有水平耐力に係る指標が1.0未満のものであること。
- (5) 木造住宅耐震改修工事補助金の交付を受けたものでないこと。

(補助対象行為)

第5条 補助金の対象となる行為（以下「補助対象行為」という。）は、除却工事施工者が行う住宅除却工事（補助金の交付の決定時において、着手していないものに限る。）とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、各階の床面積1平方メートルにつき10,000円とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該補助対象住宅の全部又は一部が土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号のいずれかに該当する事業のために必要な土地に存する場合で、当該部分に係る住宅除却工事に要する費用に相当する額の補償を受けるときは、補助金の額は、同項の規定により算定した額から当該補償の額に相当する額を控除して得た額とする。

3 前2項の補助金の額は、1棟当たり200,000円を上限とする。

4 前3項の規定にかかわらず、住宅除却工事に要した費用の額がこれらの規定により算定した額を下回る場合は、補助金の額は、住宅除却工事に要した費用の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(補助金の交付の決定に通常要すべき期間)

第7条 補助金の交付の決定に通常要すべき期間は、補助金の交付の申込みがあつた日の翌日から起算して30日間とする。

(条件)

第8条 市長は、補助金の交付の決定をする場合においては、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金の交付の申込みを取り下げる場合を除き、補助金の交付の決定の通知を受け取った日の翌日から起算して30日以内に、補助対象行為に着手しなければならないこと。
- (2) 補助対象行為に着手した場合は、所定の着手届を市長に提出しなければならないこと。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 枚方市住宅除却工事補助金交付要綱（平成26年枚方市要綱第22号）は、廃止する。

附 則 [平成28年3月24日枚方市要綱第10号]

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の枚方市住宅除却工事補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の交付の申込みについて適用し、同日前の交付の申込みについては、なお従前の例による。

附 則 [平成29年3月31日枚方市要綱第29号]

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の交付の申込みについて適用し、同日前の交付の申込みについては、なお従前の例による。